

調査		改算		設計		設計者氏名	
令和 8 年度							
特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務 実施 設計書							
金 円 也							
1. 事業名 令和 8 年度 特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務							
1. 納入場所 下田市 河内 地内							
1. 概要 特別調整交付金（結核・精神）申請支援に関する業務							

内 訳 表

[illegible]

第 1 号明細書

特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

金 円也

1/1

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
事業企画及び運営費用		1.00	式				
データ分析費用		1.00	式				
結果報告		1.00	式				
訪問看護レセプト目視点検		1.00	式				
計							

令和8年度 特別調整交付金（結核・精神）
申請支援業務仕様書

1. 委託業務名

特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

2. 内容

委託業務内容は、特別調整交付金（結核・精神）申請に係る診療報酬明細書調査及び集計とする。（以下、「本業務」という）

3. 調査対象レセプト

（1）令和8年度申請分：令和7年11月～令和8年12月審査分

（2）対象レセプト数 約6,500件／月

国保一般の医科（入院、入院外、DPC）レセプト、調剤レセプト及び訪問看護レセプト

※ 医科レセプト及び調剤レセプトは紙請求分を除く。ただし、再請求分の紙レセプトについては個別に確認を行う。

【対象疾病】

社会保険表章用疾病分類表（平成30年3月28日保発0328第4号）

①大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類0102（結核）

②大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類0501～0507

4. 契約期間

委託締結日から令和9年3月5日（金）まで

5. 業務内容

（1）本業務に必要な情報の抽出、分類及び集計

①国の抽出条件に基づき、対象のレセプトから本業務に係る額を抽出・点検等を行う。

なお、本業務に係る額を抽出・点検とは、レセプトの内容から抽出・点検を行い、点数及び金額の計算及び抽出データの作成を行うこととする。また、同一期間の確定情報を用い、高額療養費等の反映を行うこととする。

この際、紙請求された訪問看護レセプトも申請可否を目視判定し、本業務に係る額として抽出すること。

②契約後1ヶ月以内にレセプトデータ（訪問看護画像データ（紙請求）分含む）を用いたトライアル処理を実行すること。なお、本トライアル処理において申請が難しいと判断した場合本業務を中止するものとし、委託費は発生しないものとする。

③①で作成したデータを用い、特別調整交付金基礎算出表（様式第24）作成に必要な数値を算出する。本数値算出において、委託者が提供した除外情報（不当利得等）を用いた除外及び、5.

（2）⑥基礎表Yを参照し、地方単独公費に係る調整率考慮が必要な場合は、調整率を考慮した後集計を行うこと。

※再審査請求されたことにより、給付記録情報ファイルが見つからないレセプトについて、同一レセプトの可能性のあるもの「診療年月、医療機関コード、入外区分、宛名番号、記号番号等が同一」については、チェックリストを出力し、受託者による目視点検により申請可能なものは申請に含めること。この際レセプトの内容を目視する必要がある場合は、個人情報保護の観点から国保総合システムは利用しないものとし、委託者が提供する画像データ（紙請求分）を目視点検し、本業務に係る額として抽出すること。

④集計に必要なレセプト情報等の抽出は、抽出精度を均一に保つため、人による目視によるものではなく、静岡県内での申請実績を有するコンピュータによる機械処理によるものとし、該当デー

タの漏れや誤謬のないようにすること。ただし、訪問看護紙請求分及び再審査請求紙請求分については、目視による点検を行うものとする。

(2) 委託者が提供するレセプトファイル等は、以下のとおりとする。

- ①医 科：21_RECODEINFO_MED.CSV
- ②D P C：22_RECODEINFO_DPC.CSV
- ③調 剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV
- ④訪問看護：26_RECODEINFO_NUR.CSV

訪問看護療養費明細書の画像データ（紙請求分）は、受託者が準備するツールを用いて個人情報部分にマスキング加工し提供する。本マスキング加工後の画像データを用いて、受託者による目視点検を行うものとする。

⑤確定情報：「KD_IF317.*****.csv」

HOKN081「給付記録確認・補正」→HOKN524「ファイルダウンロード」により出力される、

※*（アタリク）はデータ生成時に機械的に割り振られる一意の数値で意味はない。

なお、使用するデータについては、保険者レセプト管理システムからダウンロードし、受託者に安全な方法をもって引き渡す。

※①②③④⑤のデータについては、ハッシュ化等による不可逆的な匿名加工を施したものとする。

※①②③④は1次審査確定ファイルであり、過誤再請求等は含まれない。

- ⑥・基礎票X（その1）、基礎表X（その2）
- ・基礎票Y

（その1-1）：一般分（7割給付）

（その1-2-1）：70歳以上一般分（9割給付 平成20年3月以前分）

（その1-2-3）：70歳以上一般分（8割給付 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者）

（その1-3）：70歳以上現役並み所得者（7割給付）

（その1-4）：未就学児（8割給付）

（その2-1）：一般分（7割給付）

（その2-2-1）：70歳以上一般分（9割給付 平成20年3月以前分）

（その2-2-3）：70歳以上一般分（8割給付 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者）

（その2-3）：70歳以上現役並み所得者（7割給付）

（その2-4）：未就学児（8割給付）

（その3）

※要綱等の改正により様式が変更となった場合は、それに類するデータ。

⑦ 給付記録情報ファイルに存在しない、レセプト画像データ（紙請求分）

目視が必要となるレセプト画像データ（医科、D P C、調剤）は、受託者が準備するツールを用いて個人情報部分にマスキング加工したもの提供する。本マスキング加工後の画像データを用いて、受託者による目視点検を行うものとする。

6. 成果物の納品

成果物は以下のとおりとし、成果物はC D-R等に格納して納品すること。

- ①特別調整交付金（結核・精神）申請対象に該当するレセプトデータ
- ②様式第24及び、補助表作成に必要な数値データ（国様式関係）
- ③申請対象となったレセプトの判定根拠資料

7. 業務遂行にあたる遵守事項及びその徹底

(1) 守秘義務

- ①作業を通じて知り得た事項及びレセプト等に記載のいかなる情報も第三者に漏洩しないこと。この契約が終了し又は解除された後も同様とする。
- ②レセプト情報の点検目的以外の使用及び第三者への提供を禁じる。

③①②のほか、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(2) レセプト等の取り扱い

- ① レセプトの取扱いは慎重かつ丁寧に行い、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。
- ② 委託者の要請によらないレセプト等の原本及びコピーの作業場所以外への持ち出しは厳に禁止する。

8. その他

- (1) 対象レセプトの増減による費用の精算は行わない。
- (2) 受託者は該当レセプトの判定根拠資料を提出する。
- (3) 「特別調整交付金の額の算定に関する特例における結核性疾患及び精神疾患に係る額の算定基準の見直しについて」(令和7年1月8日発保0108第6号)の対応を行い、最大限の財政効果を得られるよう、トライアル時及び本申請処理において、判定方法別に申請額を集計し、判定方法を選択できるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び事業計画については、市と協議を経て行う。
また、本仕様書に明記していない作業内容について、市の求める目的、要求を達成するために効果的であると考えられるものについては、契約期間内において追加の企画及び実施を可能とする。